

令和6年度

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるに当たり、これまで進めてきた現状の把握・分析に基づき、高齢者の保健事業、介護予防事業等の効果的・効率的な実施を図ると共に、引き続き分析を進めるとことで、事業の再構築を進め、町民のフレイル予防や認知症予防に資することを目的とする。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として特定する。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業
業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」

3. 担当窓口

喜茂別町役場 元気応援課健康づくり係 担当者名：山口

〒044-0201

北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別13番地の3

電話 : 0136-55-5831

FAX : 0136-33-3000

メール : kenkou@town.kimobetsu.lg.jp

4. 提案上限額

- (1) 予算上限額 7,500,000円以内（消費税および地方消費税を含む）

5. 履行期間

- (1) 契約締結の日から令和7年3月31日まで

6. スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 公募要項の公表 | 令和6年3月28日(木) |
| (2) 質問の受付締切 | 令和6年4月12日(金) |
| (3) 参加表明書提出期限 | 令和6年4月19日(金) |
| (4) 企画提案書、見積書提出締切 | 令和6年4月19日(金) |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和6年4月25日(木) 予定 |
| (6) 最終審査結果の通知 | 令和6年4月26日(金) |
| (7) 契約締結 | 令和6年5月上旬予定 |

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規程に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 医療・介護専門職等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。

8. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - (ア) 提出期限 令和6年4月12日(金) 午後5時
 - (イ) 提出書類 質問書(任意様式)
 - (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること
- (2) 質問への回答
 - (ア) 回答期限 令和6年4月16日(火) 午後5時
 - (イ) 回答方法 電子メールにて回答する

9. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和6年4月19日(金) 午後5時
- (2) 提出書類
 - (ア) 参加表明書(任意様式)
 - (イ) 会社概要及び類似業務実績書(任意様式)
- (3) 提出物について

(ア) 参加表明書 (任意様式)

任意様式に署名と代表者印を押印し提出すること。

(イ) 会社概要及び類似業務実績書 (任意様式)

会社概要、類似業務実績が分かる書類を任意様式にて提出すること。

(直近 3 年以内)

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

10. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 4 月 19 日 (金) 午後 5 時

(2) 提出書類

(ア) 企画提案書

正本 1 部、副本 5 部

(イ) 見積書

正本 1 部、副本 5 部

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型 (一部 A3 版資料折込使用可) とし、任意書式にて作成すること。

(イ) 見積書

本業務の一式についての見積りを提出すること。(任意様式)

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

11. 審査

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション、デモンストレーションおよび質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

(ア) 実施日 (予定)

令和 6 年 4 月 25 日 (木) 45 分間

会場等の詳細については、別途文書にて通知する。

(イ) 使用機材

プロジェクター、スクリーンは喜茂別町が準備する。

(ウ) 時間配分

プレゼンテーションおよびデモンストレーション30分間（時間配分は任意とする）

質疑応答 15分間

(エ) 受託業者の選定

受託業者は、プレゼンテーション審査の評価点の合計点が最も高い者とする。選定委員は、最終選考結果通知 最終選考結果は、各社宛てに文書で通知する。

(オ) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

12. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上